

平成30年11月16日

学 生 各 位

教養教育院長
戸田山 和久

TOEFL ITP 及び Criterion 試験の追試験実施について（通知）

TOEFL ITP 及び Criterion の追試験の実施について下記のとおりお知らせします。
追試験はやむを得ない事情により本試験を受験できなかった者を対象に、受験を許可された学生に対し行うものです。

ついては、追試験の受験希望者は、教養教育院事務室の窓口にて配付する「追試験受験願」に必要書類を添えて、提出期限までに申請してください。

記

1. 追試験実施日 TOEFL ITP 追試験 平成31年1月12日（土）
Criterion 追試験 平成31年1月23日（水）6限
※追試験を受験できなかった場合の追々試験の実施はありません。

2. 追試験の対象となる理由

- ① 傷病の場合
- ② その他、教養教育院長がやむを得ない理由と判断した場合

※提出書類に不備があった場合等、審査の結果、その理由が正当と認められない場合は、受験が許可されませんので注意願います。

※追試験受験の対象となる理由は、学期末試験の追試験受験の場合と同様です。

3. 申請期限：平成30年12月7日（金）17時まで
提出先：教養教育院事務室

ただし、追試験の対象となる事象が申請期限以降に起きた場合は、速やかに申請を行うこと。本試験当日の場合も含め、本試験実施直後の月曜日までに申請を行った者のみ申請を受理する。

なお、傷病等により登校が困難な場合は、期限までにメール又は電話で報告し、書類の提出期限等の指示に従うこと。

(Tel: 052-789-4725/ E-mail: kyoikuin@adm.nagoya-u.ac.jp)

4. 追試験の受験許可者一覧の発表

発表日：平成30年12月21日（金）

場 所：全学教育棟本館1階学生ホール前掲示板

※申請期限以降の申請分の発表日については別途、申請時に説明する。

5. 提出書類

- ① 追試験受験願（事務室で配付）
- ② 追試験の対象であることを証明できる書類（本試験日に受験できないことが客観的にわかるもの）
 - ◆傷病の場合・・・医師の診断書
 - ◆公共交通機関の遅延の場合・・・遅延証明書
 - ◆その他の理由の場合・・・それを証明できる書類（他者が証明したもの）